

第二部

講

演



預金保険機構理事長を終えて

— その八年を振り返る —

前預金保険機構理事長 弁護士

松 田 昇

一、はじめに

ご紹介にあずかりました松田でございます。

このたびは、白門法曹界の集りでお話させていただくことになり、大変光栄に存じております。

今幹事長からご紹介がございましたように、私は三十三年間検察官をいたしておりましたが、ちょうど八年前の平成八年に、突然政府から預金保険機構理事長になって欲しいという要請を受けました。全く未知の世界でありましたし、どうして法律家が、特に検察官がというためらいもございましたけれども、法律家の出番でもあるとの思い等もあって、「火中の栗を拾うことになるから」と心配してくださる方も多かったのですが、結局これも巡り合わせと思って引受けることにいたしました。

そして、その時から丁度四期（一期二年）の八年、業務の拡大、組織の拡充・整備等に明け暮れ、こ

の種の政府系法人のトップとしては異例の長い期間をつとめ、任期満了により本年六月退任いたしました。

さて、この八年間をざっと振り返りますと、一言で言って私個人にとりましても、あるいは我国金融の歴史上から見ても、文字通り「激動の八年間」であったと言えると思います。現在日本経済は復調の兆しを見せていますが、そこに至るまでの、本心に激しい揺れのある時代でございました。理事長退任の記者会見で「いつも九回裏二アウトで打席に入る心情」と申したのも過言ではありませんでした。

またこの八年は、預金保険機構が、子会社のRCC（整理回収機構）とともに社会に認知され、その役割が少しずつ理解されてその適正な運用に大きな期待が寄せられるに至った歳月でもありました。その努力があつて、今日、預金保険機構（略して「預保」とRCCは、両者を抜きにしては金融の破綻処理等のスキームが成り立たないという社会的存在になったと思います。またその業務の遂行について、裁判官や検察官の出自者と三ケタの数字の弁護士さんがかかわっており、その事実が法曹にとっても新しい活動の場を切り開いた八年でもあったのではないのでしょうか。

勿論多くの方々のご協力があつてこそできた預保の運営でした。

その中で白門法曹の方々からも多大のご支援をいただきました。ごくごく身近な例だけを申し上げてみましても、まずは阿部中央大学理事長には預保の責任説明委員会の特別顧問をボランティアでお引き受けいただきましたし、我国金融をめぐる不良債権処理、企業再生の分野では、預保の私のほか、預保の子会社で預保と両輪の関係になる整理回収機構の社長に奥野善彦さん、また同じく預保が株主の産業

再生機構の再生委員長に高木新二郎さんがそれぞれ就任されて、いわば白門トリオの組み合わせとなった時期もありました。

そのほか、金融庁では野村修也教授が活躍され、また預保とともに破綻銀行の経営、譲渡等にも当たった金融整理管財人には松嶋英機、鈴木誠弁護士等が就任されて手腕を発揮されるなど、種々な局面でご指導・ご協力を得ており、改めて白門法曹の皆様のスキルの高さ和社会全体からの信頼の厚さをしみじみと感じたところです。

二、預金保険制度と運用主体について

では始めに、預金保険機構の役割を考える前提となる「預金保険制度とは何か」からお話させていただきたいと思います。

預金保険機構は、その名のとおり我国預金保険制度を運用する主体として昭和四六年、一九七一年に創設されているからです。

金融機関は多数の預金者から預金という形で資金を集め、それを企業等に融資することによって、経済の「潤滑油」としての役割をはたしております。金融がきわめて重要な社会的インフラの一つであることは言うまでもありません。

しかし、銀行も株式会社等でですから経営如何によっては破綻(倒産)することが考えられます。そのとき、仮に預金保険制度がないと、当然預金(債権)も一般債権と同じくその銀行の痛み具合、例えば債務

超過等によって損失を受けることになります。

また一方で、預金者は、現在は「預金者の自己責任」ということで預金者自ら預金先の銀行等が健全なのかどうかを調査し銀行等を選んで預金するようにとお願ひいたしておりますが、現実的にはなかなかそうもいかず、もともと銀行等に対する信用が高いとされていたこともあって、単に「家に近い」「名前が好き」等ということで預金先を選択していることが多いと思われます。

そうしますと、一つの銀行が破綻したあるいは破綻しそうだという噂が流れた場合、それを伝え聞いたその銀行の預金者が浮き足立って、とにかく自分の預金だけは出来るだけ早いうちに全額払い戻しを受けておこうとドッと銀行に押しかけ、いわゆる取り付け騒ぎが起こり勝ちです。問題はその取り付け騒ぎが、健全性に問題のない他の銀行の預金者にも伝わって動揺を与え、その預金者までが本能的というか預金者心理にかられて取り付けに走ることが多いことです。もともと銀行は通常用意している支払資金はそう多くありませんから、次々と銀行の破綻が連鎖して起こる恐れがあります。システムリスクとなるわけです。

これでは一つの銀行破綻が健全な銀行をもまきこみ連鎖的に破綻へ導く事態となり、預金者にとっても又金融システム全体としても由々しき事態となります。このような取り付け、連鎖破綻をくい止めるいい策はないかということで生まれたのが「預金保険制度」なのです。

つまり、基本的には、預金保険機構が預金者に対し預金の一定額まで、これが日本の場合だと一金融機関につき預金者一人当たり一〇〇〇万円迄の預金元本とその利息となっておりますが、その預金を保護・

保証することを約束し、万一当該金融機関が破綻したとしても、その約束に従って保険金としてその預金相当額の支払い等を行って、預金を保護するというスキームです。預保としては、その支払い原資として、毎年預金額に応じた保険料を金融機関から納付してもらい、その支払いに備えるということになります。そして、その効果として金融機関が破綻しても預金は保護されているからということで、預金者の取り付け騒ぎを極力防止し、又それによって他の健全金融機関への伝播等をカットし、金融システムの安定を維持することを目指す制度です。その意味でシステムミックリスクを回避するための銀行破綻のセーフティーネットとも呼ばれています。

ここで注意しなければならないことは、この預金の保護は一定額までを対象とすること、このことを一般に「ペイオフ」と呼んでいます。それが本来の姿であるということです。それは金融機関や預金者のモラルハザードを防止するための歯止めが必要であるからです。また、支払額がむやみに増大するを抑える意味もあります。

我国では、平成八年から同一四年三月末迄、国が時限的にまた例外的に預金を全額保護する政策をとってきました。これによって預金者等の動揺を抑え、金融システムの安定を図る緊急の必要があったからです。したがって、一四年四月以降は定期性預金は本来の定額保護にもどることとなり、これは一般に「ペイオフ一部解禁」と呼ばれていますが、来年四月以降は、現在全額保護が残っている普通預金等もすべて定額保護に戻ることが予定されております。「ペイオフ解禁拡大」といわれるものです。

ただ、例外的な制度的手当てとして、預保制度に決済機能の維持という目的が加わりましたので、

「決済用預金」は例外的に全額保護を続けることになっておりますし、他方で、国又は地方での金融のシステムリスクを回避する必要がある場合、これも例外的措置として、預金者の全額保護等も内容とする金融危機対応の措置が法定されております。これで預金保護の平時、非常時の対応策が揃った事になります。

では、この預金保険制度はいつ生まれ、その運用主体はどうなっているのでしょうか。

その誕生は一九三〇年代当初のことで、米国で大規模な金融機関の倒産が相次ぎ、預金者も金融システムも甚大な損失を被ったことがあったため、それを防止・救済する策として、世界初の預金保険制度が設立されたのです。

そして、その制度運用の主体として設立されたのが、連邦預金保険公社（F・D・I・C）でした。以来、預金保険制度は徐々に世界に広がり、最近ではEUへの加入条件の一つにこの制度を保有していることが入ったとかでヨーロッパでも広がり、アジアでも日本のほか、フィリピン、台湾、韓国等がこの制度を持っています。現在約八〇カ国、いわゆる先進国の大半がこの制度を採用しております。

しかし、その制度の内容や運用主体の権限等は、各国それぞれの国情を反映したものとなっています。ざっと申し上げて、米国の預金保険公社が最も重装備で、最大の組織です。私も訪問していますが、全米に五千人を超える職員を配置しており、その役割は金融監督官庁と同様、金融機関の健全性検査や監督等をする権限をもっております。

逆にもっとも軽装備なのはヨーロッパとりわけ英国等で、この制度の中核である破綻があれば保険金

を支払うことのみを行う仕組みとなっており、一般に「ペイボックス」型と呼ばれる運営をしております。我国の場合は、その中間、やや米国寄りのポジションで、後に申し上げる権限と責任を担っていることとなります。

ただ、我国の預金保険機構がいわば劇的に変化したのは、私が理事長に就任した平成八年六月以降のことです。私共はその後の預保を「新生預金保険機構」又は、「新生預保」と呼んでおります。

預保が誕生したのが昭和四六年である事は先程申し上げましたが、政府、日銀、金融機関の三者の出資、（四億五千万円）による設立であり、理事長は日銀副総裁が兼務してきました。金融機関に対する各種の保護規制等や景気の持続等もあり、金融機関の破綻は預保制度発足以降は平成四年迄なく、一種の「銀行不倒神話」が受け入れやすい状況が続いておりました。預保自体にとっても平穏な状態が続いていたわけです。職員も出向者を含め約一五名という状況でした。

ところが、平成八年六月、住専国会での激しい審議の中で、預金の保護範囲が全額保護となって保険料も七倍となり、一方で旧住専債権や破綻信組の貸出債権等の回収を行う公的機関として預金保険機構が活用されることとなり、これまでとは全く異なる回収分野等に業務が拡大しました。出資も国が増資して持分の大半を占めるようになり、役職員も一挙に増員されました。しかも理事長は専任の理事長として法曹界から私が出向くという事になったのです。役職員も司法、多様な行政当局、日銀、金融機関など、各界、各層から集まりました。一挙に横断的な専門家集団の様相を深めたのです。そしてこれが「新生預保」の誕生であり出発でもあったのです。

三、八年間の特徴について

次に、新生預保の活動振り等について触れたいと思いますが、その前に、この八年間がどんな歳月であつたか、二、三の特徴を述べてみたいと思います。

その特徴を示すものとして、まず金融機関の消長があります。

新生預保がスタートした当時の平成八年には、全国で金融機関は銀行、信用金庫、信用組合等全体で約一、〇〇〇強存在していたのですが、この八年間で約七〇〇となり、約三〇〇にのぼる金融機関が姿を消しております。この三〇〇の数字は破綻処理によるものと、自主的な合併等によるものとの合計ですが、まさに「銀行不倒神話」が音を立てて崩れた期間でもあったと言えるでしょう。

この金融再編の大きな流れは、現在安定期に入りつつあると言ってもよいかと思いますが、来年四月のペイオフ全面解禁を控え、今尚メガバンクを含めて動きが完全に止まったわけではありません。

さて、この金融機関の破綻は平成八年以降およそ、一七〇弱にのぼったのです。平成八年頃の旧住専処理に代表される国内の金融不安は、住専だけにとどまらず金融機関を直撃し、海外における資金調達の際に乗せ金利としていわゆる「ジャパンプレミアム」を要求されるという異常な状況、我国金融システムに対する信用低下を招くに至りました。特に平成九、一〇年には、かつて想像し得なかった北海道拓殖銀行、日本長期信用銀行、日本債権信用銀行という我国を代表する巨大銀行の破綻等が続出し、その影響は預金者、株主、取引先、従業員など我国あるいは地域経済に大きなマイナスの影響を与えたの

でした。その他、「山一證券」のような大証券会社の廃業も起こり、その頃から国内の各地で銀行を含む金融機関の破綻が続出したのです。とりわけ、預金全額保護が切れる直前の平成一三年度中は合計五六の金融機関が破綻しました。その間、預保はその処理に忙殺されたのです。

幸い、ペイオフ一部解禁が始まった同一四年四月以降は破綻ラッシュも収まり、破綻は足利銀行一件だけとなっております。これは金融危機対応措置が発動されて現在処理中です。

また、この八年間の特徴の一つとして、構造的不況、とりわけ深刻な資産デフレの進行がありました。これは、金融機関はもとより破綻銀行等の不良債権を回収等すべき預保および整理回収機構（ＲＣＣ）を直接悩ます要因となりました。たとえば担保価値の下落等という面だけでも考えていただければ判りのことと思います。

その一つとして、例えば地価の動向を見ますと、全国の市街地平均で、平成八年当時を一〇〇としますと、同一六年にはおよそ六〇強まで下落している状況です。特に地方での下落振りはもっと厳しいものがあるというのが実感であり、それらが債権回収の阻害要因となっていることは改めて申し上げる迄ありません。

また、「株価」の推移も深刻でした。バブル期の日経平均三万九千円弱が、同一五年四月には七千六百円強まで落ち込んでおりました。最近回復して一万一千円台で推移いたしておりますが、その落ち込み方の激しさが経済そのものに与えた影響の大きさも明白でした。

このほかの特徴として、金融政策の目まぐるしい変化・対応を挙げることができます。

まず、金融政策を担当し、預保等を監督する立場の当局そのものについても、金融財政分離論等もあって、私の着任以降だけでも、大蔵省銀行局、金融監督庁、金融再生委員会、金融庁等と目まぐるしく組織の改組が行われました。

その上切迫した金融不安、金融危機の連続に対しては、その折々での金融政策の万全を期すために法令改正が殆ど途切れることなく続けました。そのことは、私が着任以来預保で編纂している法令集が既に一一冊目となっていることから推察いただけたと思います。この八年は金融当局にとっても、勿論日銀も同様ですが、政策総動員の歳月でなかったかと実感しています。

さらに付け加えると、私は八年の在任期間中、国会に約一二〇回以上出席しました。法務省局長時代の答弁回数等と比べると、比較にならない回数の多さです。この事も、金融情勢が不安定で激しく変動していたこと、その中で預保が果たした役割の大きさ等を示すものではないかと思っています。最後の特徴としては、コストの大きさがあります。

預金等の全額保護政策が六年続いたことの帰結として、多数の破綻処理に費消された保険料を含む公的資金が莫大な額にのぼったことです。詳しい数字は次に述べたいと思いますが、金融再生に向けたコストも大きいものがあつたのです。

しかしこれも裏腹の關係ですが、この徹底した政策があつたからこそ、一七〇弱の金融機関の破綻があつたのにもかかわらず、預金者等に際立った動揺が生ずる事もなく推移し、ペイオフ解禁拡大に向けた環境の整備がこの八年で進んだと言うべきでしょう。預金保険が保護対象としている預金の総額は平

成八年当時に比べてかえって増大しております。

四、預保の活動概要について

預保には四つのスクリーンを組み合わせたシンボルマークがあります。預保が担う四つの分野が協力して一つの推進力となり、我国金融の再生と安定につなげようという意気込みを示したものです。

そこで、その四つの分野順に、預保がこの八年でどんなことをやってきたのか、その活動の概要を振り返りたいと思います。

第一の分野は、基幹業務である預金保険制度の運用と立入検査の分野です。

金融機関の破綻時に預金者を保護するため、預保は破綻金融機関を引取ってくれる受皿金融機関に資金援助を行うスキームで預金等の保護等に当たってきました。

この八年間で破綻した金融機関は一六八であり、資金援助に使用した金銭贈与額は総計約一八兆円弱となりました。財源は保険料と交付国債(税金)であり、現在預保の一般勘定は約三・五兆円の赤字となっております。使用した税金は約一〇兆円余でありましたから、預金者保護を通じて金融システムの安定と再生に使ったコストは莫大であり、その事は一面この金融破綻のすさまじさを物語るものでもあります。破綻件数では信用組合が多数ですが、支払額としては銀行が多額でした。この赤字は保険料で埋めますので、後七、八年かかると考えられます。

この他、不良資産を預保・RCCで買取った分が約六・四兆円あり、これは後に述べるように回収中

です。

さて、先程申しましたように、来年四月から全面的な預金の定額保護、いわゆるペイオフ解禁拡大が始まります。

全額保護の時代と異なり、預金者にも自己責任が問われる時代となるのですが、預保としては民事再生法下で適正、迅速な破綻処理をする必要があります。

そのためには金融機関が日頃から預金者の名寄せをきちんとしていることが不可欠です。そこで「名寄せ」等の状況を検査するため、預保に限定的ですが、金融機関に対する立入検査権限が認められ、既に二〇〇以上の金融機関の立入検査に着手しています。

第二の分野は、「破綻処理」にかかわる分野です。

行政当局の意向によって、救済銀行が決まる時代は遠くなりました。金融機関が破綻すると、種々な方法による処理が行われます。八年間で預保が当事者として関与したのは、長銀、日債銀の大型銀行国有化に伴って唯一の株主となり、株式譲渡方式による処理を行ったこと、また一方で銀行七、信用金庫二、信用組合二の金融整理管財人となり、弁護士、公認会計士等と協力しながら、破綻銀行等の経営を継続し、不良資産を処分し、旧経営者の責任を追及し、引受先を探して営業譲渡する等の仕事を担ってきました。これらの経験等から、現在預保は我国で最も練達したこの種の管財人となっておりと思われる。

その他、引受銀行等が見つからない場合に備え、「ブリッジバンク」として日本承継銀行というつなぎの銀行も子会社として設立し活用しております。

第三の分野は、預保関連業務の中で最も法律家の関与をお願いしなければならない分野、すなわち不良債権の回収と処分、企業再生と旧経営者等への責任追求の分野です。この仕事は、預保とRCCが車の両輪となって進めることになります。

RCCは、預保の委託等により、第一線機関として、不良債権等を買取り、その回収処分等に当る役割を担っているわけです。

預保は回収業務等を委託し買取資金等を貸与する関係上、回収等につきRCCを指導、助言する立場にあります。一方、預保固有の権限である財産調査権を活用して悪徳債務者の隠匿資産の把握・発見に努め、RCCの回収等の業務を支援する役割も担っております。これ迄に五七〇〇億円余を発見・捕捉しました。国税、警察、司法、金融機関等のチームによるこの調査活動の実績は、私が言うのもなんですが非常に優れた成績であり、他国のこの種機関からも非常に注目されております。

RCCでは、歴代の社長の中坊さん、鬼追さん、そして現在の奥野さんと言う極めて優れた方々のリーダーシップにより、又非常に多数の弁護士さんが組織の幹部あるいは現場において熱心に活動された結果、今日迄旧住專債は六〇%以上、破綻行の債権は八五%の回収率という好成績を挙げただきました。ただ残りをどうするか、残された難しい課題です。

次に企業再生への取組みがあります。景気の上向き傾向等もあって政府によるRCCの積極的活用等が同一三年頃から顕著となり、それ迄のどちらかと言えば、清算型回収方式に加え、債務者企業を再生させ、その経済的効果を重視しつつ回収の実も挙げるとの観点から、RCCも本格的に企業再生業務を開始させ、既に多数の再生を手がけられています。信託銀行兼営の利益も生かし、企業再生の分野でひとときわ著名な奥野社長のもとでRCCが公共性を生かしつつ、その分野においてもより発展していく事が強く望まれております。

もう一つは、責任追求の業務です。

これも預保とRCCの共同作業の面が強く、その一は破綻した金融機関の旧経営者に対する民事上あるいは刑事上の責任追求の分野です。国会等からの要請等があること、税金あるいは保険料という公共財を多大に使用しての破綻処理であること、金融整理管財人にはその権限等が法定化されていること等を勘案すると、仮に旧経営者に法的な責任が認められる場合は相応の措置をとる必要があります。

預保・RCCとしては、単独もしくは協力してこの作業に当り、これ迄に旧経営者に対し民事で二二〇件強、合計約一二五〇億円の提訴等を行い、又刑事においても悪質事案を合計三七件告発いたしております。

責任追求のその二は回収妨害等に対する告発の励行です。ヤミ社会とは手を結ばない方針の下で一貫してこの種の妨害行動には厳正に対応してきました。これ迄に合計約四三〇人を告発し、その大半が検挙されております。

さて、第四の分野は、これまでの破綻に絡む業務とは全く異なる破綻していない一般銀行等にかかわる業務の分野です。

その一は、一般銀行等からの不良債権の買い取り業務です。

不良債権の減少、それも売却等によるオフバランス化の推進という政府の方針を受け、預保とその委託を受けたRCCとが、他の民間サービサー（回収業者）と並ぶ形で、一般銀行からの不良債権の買い手となる業務です。

当初は時価買取が認められずでしたが、法改正で時価買い取りや入札への参加等が認められ、その買取額は大幅に増加し、合計で債権元本三・八兆円の不良債権を買い取ることができました。勿論買入れた不良債権についても、企業再生を検討した上で回収等に着手しております。

その二は、一般銀行への資本増強の業務です。

一般銀行の資本不足を公的立場から補強し、その再生を促すための業務です。

これ迄に合計で五五行に対し、優先株式の引受け等の方法で総額一二兆円強の資本を注入しております。

最近の例では、りそな銀行に対する金融危機対応措置の一つとして、約二兆円を注入しております。したがって、預保は一般銀行の大株主ということになります。

なお、これらの処理に要した資金は、前述の資金援助での交付国債（税金）以外、国費の手当てはなく、全て政府保証付きで預保自身が預金保険機構債券を発行するなどして調達しており、現在借入総額

は同一五年度末でおよそ二〇兆円弱となります。したがってその資金繰り、財務の健全性維持については細心の運営が必要であり、本年そのための財務部を新設しております。

五、「衆知を集めてプラスワン」について

ところで、私が理事長在任中に直面したのは、これ迄述べたような問題だけではありませんでした。私が着任した際引き継いだものは、狭い意味での預金保険事業だけを行ういわば平穩な平時の預保であり、一事務局一五名の小世帯だったのですが、その翌日から「新生預保」として多方面から大量の職員を採用し、拡大した業務に当らなければならなかったからです。

参集した役職員は、司法から現役の裁判官、検事等、行政から財務本省、財務局、税関、国税当局、警察当局等、日銀、各民間銀行等から派遣された銀行員等と公認会計士等でした。

現在は、プロパーとして採用した職員が増加して、全体の約二〇％強いるのですが、発足当時は一握りの人数しかおらず、大半は官庁、日銀、民間等からの出向者であり、それぞれの出身母体が長年築き上げてきた文化を代表する、いわば縦割社会の優秀選手の集まりでありました。しかもそれらの人々は二年ないし三年で交替する仕組みとなっておりました。まさに多種多様な文化、価値観、経験等を持つある意味で雑多で個性的な専門家の集合体でありました。

その上、直面する課題はそれ迄経験したことのない分野のものが多く、参集した職員も当初戸惑うことが多かったはずで

理事長となった私自身も未知の世界に入ったわけですから、まず職員を知ることとこれあり、理事長室のドアは必ず空けておき、誰とでも議論し、時には二、三時間も話し込むこともありました。

幸いなことに参集した役職員に共通していたのは、我国の金融システムに対する危機感であり、我々がその職分をきちんと果たさなければならぬという一種の使命感であったと思います。その意味ではいわば「国難」というものに立ち向かう意気込み、気概が周囲に満ちていました。有難いことでした。

しかしそれでも、当初は育った文化の違いを些細なことで実感することが多々ありました。例えば悪徳債務者の隠匿資産発見を目的とする特別業務部が債務者の会社、自宅等を立入検査して帰ってくると、私の経験からすると、何はともあれ一升瓶をおっ立てて「ご苦労さん」と酒を酌み交わし、検査から帰った直後の高揚感の中で、職員同志が外部の店では話せないような「あの時班長が隠匿場所に気づかれたのはどんな点からですか」等と言い合って、私からすればまさに生きた研修をするというのが日常のことでしたから、その準備をしようとする、金融界出身者から「え、職場で酒を飲むのですか」と言われてびっくりし、反対に官庁出身者は「え、飲まないのですか」と不思議がるようなことがありました（笑い）。当初日銀にいましたので、食堂は既にしまっていますから、何はともあれ、ビールで反省会をということにして、外に缶ビールを買いに行つて、日銀は出入りが嚴重なので隠して戻り、研修の実を挙げたあと外へ出て潰した缶ビールを捨てるようなことをしたこともありました。ともあれ、このような反省会、研修会を続けるうち、自分が酒飲みだから言うわけではありませんが、この反省会は金融界出身の方がむしろ積極的に行うようになり、新生預保の文化としてめでたく定着しました（笑い）。

このような創業の困難の中でしたが、苦楽を共にすることで次第に一体感、連帯感が強いものになってきたと思います。やはり共に苦労しないとダメですね。

各界の出身者は机を並べていますので、当初は官庁出身者と民間銀行出身者とはその顔付き等ですぐ区別できたのですが、民間出身者もまもなく精悍になって、区別が次第に分からなくなり、私は全員「預保の顔」になったと喜んだこともありました。

また、判・検事出身者も預保では特別な処遇はしていません。同じ机に並んで仕事をしています。折角このような多種多様な人達と交流し共に勉強できる環境にきた以上、自らの人格・能力を陶冶するためにも同じ目線で物事に対応することが肝要だと思ったからです。「人生修業」なのです。

その上、預保には司法試験を通っている行政マン、又資格はなくても法令に精通し、リーガルマインドに富む人々が多く出向しています。これら行政マンの立法技術は群を抜いておりまし、法による問題解決にも鋭いものが多々あります。これらの人達とも議論し、時には立法の手伝いをすることもありますので、法曹出身者としても預保での経験は大きなものがあるのではないかと思います。

さて、このような横断的専門家集団という特色を持つ組織、それも二、三年で交替する組織をどう運営するか、またしてきたかということですが、私は

「衆知を集めてプラスワン」

を運営のモットーにしてみました。

組織はなんといつてそれを動かす人に集約されます。「組織はひと人なり」なのです。私が預保の職

員に期待したものは、まずは出身母体やキャリアと関係なく

一に、志気の高さ、二に、責任感

を持っていたことでした。能力、学歴、経験等は、いわば三、四がなくて五と考えていました。

これがどこの組織でも当てはまるかどうか自信はありませんが、少なくとも預保に出向してきた人達は、有難いことに個人として一人ひとりが志気高く責任感を持って、それ迄の経験、知識をもとに、相互に切磋琢磨しながら、前例の無い仕事に真摯に取り組んでくれました。

そしてそれを基点に、苦楽を共にした一体感の中で、それらの衆知を結集して組織としてのプラスワンの効果を結実させることが必要なのです。前述のモットーはその点を強調したものでした。

預保の出向者から「預保時代は苦労したけど楽しかった」と聞くことは嬉しいことです。預保のプロパー募集にも、極めて優秀な方々が応募していただける時代となりました。その中には預保で勤務した後出身母体に戻ってから退職して預保へ移籍する人も増えてきました。有り難いことです。

預保も当初の一五名体制から現在七部約四〇〇名の組織となり、子会社のRCC等を加えると、グループとしては約二〇〇〇名を超え、関与している法曹も多数という社会的に存在感のある組織へと発展しました。

しかし、ペイオフ全面解禁等を控え、預保はこれからも多くの課題を克服していかなければなりません。

皆様方のご理解をお願いすると共に、預保、RCC等にご参加、ご協力くださった多くの法曹の皆様

に改めて厚く感謝申し上げ、私の講演を終わらせていただきます。

ありがとうございました(拍手)。

(注、本稿は講演者が講演要旨をとりまとめたものです。)

中央大学法科大学院の現状



中央大学法科大学院教授

宗 像 紀 夫

ただいまご紹介いただきました宗像でございます。今、ご紹介がございましたように、私は昭和四十年に中央大学法学部を卒業いたしましたしております。その年に司法試験に受かりまして、司法研修所を出て、その後はずっと検察官一筋で三十六年間、検事生活をやってまいりまして、まだ定年まで一年ぐらい残っていたんですけれども、認証官の検事長で途中で辞めるなんていうのは、一体気が狂ったのではないかなんて言われたりもしたんですが、今ご紹介がありましたように名古屋高等検察庁の検事長を最後に、自分で定年を一年早めまして辞めて、昨年四月から中央大学法科大学院の刑事法の教授になったということでございます。

私は検察官生活を三十六年やったと申しますが、若いころのほとんどは東京地検にいて、東京地検の中でも、今お話がありましたように東京地検特捜部の勤務が長かったということでございます。だいた

十二年ぐらい勤めまして、しゃにむにヒラの検事で働く期間が五年。それから中間管理職の特捜部の副部長ということで五年。特捜部長で二年一カ月ということで勤務いたしております。

そういうわけで昭和の終わりから平成にかけての辺りの、いわゆる疑獄事件的な特捜事件にはだいたい実戦部隊、あるいは指揮官として関与したということでございます。ポスト的にいいますと、二つの地検の検事正。これは関西のほうの琵琶湖のあります大津地方検察庁の検事正と、関東の群馬県の前橋地方検察庁の検事正というのを、二カ所勤めております。それから最高検察庁というところで総務部長と、最高検察庁の刑事部長という二つのポストを勤めております。だいたい経歴的に申しますと、そういうところで仕事をしてきたということです。

私が関与した事件の中で一番印象に残っている事件というのは、昭和の終わりから平成の初めに、いわゆるリクルート事件という事件がございました。私はそのときは特捜部の副部長という立場にありまして、いわゆる主任検事としていろいろなルート of 捜査、ほぼ一年近くにわたる捜査に従事したというのが一番記憶にある事件であります。

ご承知のように、特捜の捜査というのは一人でやるわけではございません。何人もの検事が集まって一つの事件を捜査して、完成させるということで、リクルート事件について申しますと、例えば政界ルートということであると藤波元官房長官、あるいは公明党の池田代議士という人たち。それから官界でいますと文部事務次官、労働事務次官だった人たちの犯罪を明らかにした。財界でいいますとN.T.T.の会長であった真藤氏ほか、取締役などの贈収賄事件を解明したということでございます。主任検事とし

て、そういう人たちを自分の名前で起訴した。起訴して、全員有罪になったというのは一つの検察官としての誇りでありまして、今でも記憶に鮮明でございます。それからロッキード事件についても、控訴審の公判に三年間立ち会ったことがございます。そういったことで、いろいろな事件に関与してきたということでございます。

それで、私が高松高検の検事長をやっているときに、大学のほうから使者が来まして「法科大学院が設立されるんだけど、ついては専任の教授で来てもらえませんか」という話がありました。私はそのときでも、まだあと三年ぐらい残っているわけで、そんなに早く言われても、黙っていれば検事総長にだってなるかもしれないのに、何を言うんだという気がしなかったですけれども。

私は人生二回生きられるなら、それもいいなと思って、うまく退官できて、うまく辞められれば行きましょうという仮契約といいますが、言ってみれば仮登記みたいなのを結びまして、ちょっとずつと見ておきまして、名古屋高検の検事長に異動したということで、一年たって、まだ一年あるけれども、あとどこかの検事長に移っても同じだということで辞めまして、大学のほうに迎えていただいたということでございます。

それで今、中大の法科大学院というのは一体どういう現状なのか。実務家教員として何を考えて、どんなことをやっているのかということをちょっと申し上げようかなと思います。今の中大の法科大学院、一期生ですけれども、既修者コースというコースがございまして、これは一応法学部の勉強が済んでいて、いつでも司法試験に対応できる力に近いところまでいっている人たち。これが定員では二百人です

けれども、実際に入っているのは二百六十人ぐらいでしょうか。

あと未修者コースというのは全く法律の勉強をしていない、あるいはしていないと自分が称して、初めからやり直すということが入ってきている方。これは定員は百人ですけれども、ちょっと少ない七十人ぐらいでしょうか。そういうことで第一期生が昨年四月からスタートしたということでございます。

それで私は既修者コースというところの、法律の勉強を一応やってきた人たちの相手をするといえますか。そこで今のところは刑事法総合Ⅰというのを担当しております、主に刑法を中心に教えているということでございます。刑法を中心に教えるといっても、いわゆる学部で学者が教えるように、例えば一九九条の殺人罪で「人を殺したる者」、人とは何か、殺すとは何かと、そういう文理解釈をするようなことではありませんで、実際に世の中に起こっている事件。これを事例としてまとめて学生の前に提供しまして、一体こういった事実関係で、どんな犯罪が成立するのか。いろいろな犯罪が成立するのとが考えられるような事例を作りまして、一体どんな犯罪が成立するのか。法律上の問題点は何か。事実認定上の問題点は何かというようなことを、学生との対話の中で説明していくというのが中心であります。

それで学部授業というのは、ずいぶん昔ですが、私たちも受けたわけですけども、学生が寝ていようが、起きていようが、教授の先生はずっともうかまわず授業を進めていく。そういうのが言ってみれば学部の授業ですけれども、法科大学院の授業というのは教授と学生が一つの問題について、真正面から向き合って授業をするという形になっておりまして、座席が指定されて、教授の目の前に座席の名

簿があるわけですが、それに基づいてぼんぼん当てるということをやるわけです。それでそれに対してぼんぼん答える。場合によっては質問もありますし、またそれに対してこちらが答えないといけないというようなことがあります、うかうかしてられないというのが現状なわけです。

では一体どういうふうにやるかといいますと、私などは一回ごとの授業のシミュレーションというのを作ってしまして、この問題について、Aという学生に当てる。Aという学生が「この問題については詐欺罪が成立する」と答えるだろう。そうするともう一人聞いてみる。その人も「詐欺罪だ」と言う。では「詐欺でなくて背任だ」と答える人はいないかということで、いくつかのパターンをシミュレーションを作っていてまして、当てて違った意見の人を戦わせるということで、言ってみればバトルといえますか、そういう形での授業をやっております。

去年の六月か、七月ぐらいでしたか。中央大学（法学部）のほうから取材が来まして、何人かの学生等の取材が入りまして、私の授業を見ていて、後で「これは真剣なバトルだ。学部 of 授業とは全然違う」というふうに、『Hakumon中央』という月刊誌に書いていただいたんですが、そういった形で授業を進めているということで、もちろん居眠りしている人なんて一人もいませんし、私的な会話をしている人なんか一人もない。それから携帯なんかいじっている人もいませんし、本当に真剣にやってくる。

私どもが授業の教材にする題材、説例、設問というのはだいたい遅くとも二週間前、一カ月ぐらい前には渡しておいて、十分に検討してきてもらおうというところから始まって、言ってみると本当に真剣勝

負の授業をやるということでもあります。

私の見ている限り、ずっと一年やっていまして、ついていけなくなったとか、落ちこぼれてしまったというような人はほとんどいないだろうと思います。あまりできすぎて、現行の司法試験に受かっちゃったという人が二十人弱ぐらいいるわけです。

そういえばこの間、ある学生が訪ねてきて、「いや先生、ちょっとお話したい」と言って来たら、「先生が教えてくれた刑事法総合Ⅰの中の」、これは背任等からむ事例なんですから、平成十五年の判例を教材にして授業をやったんです。「そのままその教材の事例が去年の司法試験の刑法の問題にたまたま出た」ということで、前期に私の授業をとった人は非常に得をしたということになったんだろうと。もちろんそんな司法試験なんか、私は試験委員でもありませんし、関係していませんので、たまたまうまくいったんだろうけれども、そういうふうに学生が喜んでくれたりして、結局二十人弱の人が受かってしまった。

大学にとっては現行の司法試験に受かってもらうのがうれしいのか、うれしくないのか、どうもはっきりしないところがあるんです。みんな受かってくれればいいと思うんですけれども、そうすると来年の、一年後の試験に合格者がその分目減りするのではないかという、そんな小さなことを考える必要はないと思うんです。とにかくあそこで学んだ人が目的を遂げたということについて、率直に祝ってあげればいいのではないかと、私は思っております。

授業を実際やるとき、実務家というのは一体どういうふうにするのか。学者の先生は法理論、学説な

どを中心に教えるわけですけども、私どもは実際にはどういうふうな扱いをするのか。実際こういう問題については、実務ではどう擬律されているかというようなことを中心に、ですから判例中心主義といえますか。学生がいろいろ質問してくるんですけども、「そんな学説があるのかどうか、僕はよく知らないけれども、そんなものは実務では通らないよ」と僕が言うと、学者に怒られてしまうような話になるんですけども、ただ通らないものは通らないですから「そんな考え方は実務ではしませんよ」と言うと、だいたい解決しまして、非常に強いんです。「私は三十六年もやってきているんだから」と言うと、だいたい話は通る。

授業をやる前に、私はどういうふうなことをやるかという、五分か十分間、実務の話をするんです。例えばいろいろな刑罰はあるけれども、死刑と無期懲役というのは一体どこで別れるのか。検察官は死刑を求刑したり、無期懲役を求刑したりするとき、何をポイントにして、その差が出てくるのかというような話を五分か、十分するんです。

そうしますと非常に彼らは興味を持ちます。だから例えば贈収賄事件。いろいろな国会議員が捕まるような贈収賄事件というのがありますが、一体密室で行われる、そういう賄賂の授受というようなものが、どうして捜査機関がわかって捜査が開始されるのか。捜査の端緒というのはどうやってつかむんだというような話を、必ず授業をやる前に五分、十分する。

そういう実務の生きた教材を二十ぐらい準備しておきまして、それを毎回毎回話をしていくということによって、刑事事件についての興味を多く持ってもらって、勉強してもらうということになっておりま

す。

それで私が担当しております刑事法総合Ⅰというのは学者が三人、実務家が三人で、分担しながらオムニバス形式というのでやっています。五クラスありますから、ここで教え、ここで教え、ここで教えという形で巡回して、みんな平等になるようにやっていく。私なんかは刑法の財産犯罪などを中心に、窃盗・強盗・詐欺・恐喝・横領・背任・贓物・毀棄・隠匿と昔は覚えたんですけれども、そういったものを中心に、いろいろな犯罪と混ざり合った形の授業をやっているということになります。

今の中大法科大学院の学生たちの実力はどうかということですが、期末試験をやってみたり、ときどきレポートの提出というのをやらせまして、一生懸命勉強してきてもらったものを採点して返すということをやっているんですが、これを見る限り、一言で言うとな非常に真面目であるということと、それから大多数の人、多くの人は現行の短答試験は受かっている人たちが多くですから、話が非常にわかりやすいし、非常に勉強は深まっている。学習の進度は、深いところまで進んでいるのではなからうかと思っております。

ただ新しい司法試験というのは形も変わりました、例えば昔だと「賄賂罪の本質について述べよ」というようなことで、簡単な問題でしたけれども、今はA4一ページ半ぐらい。恐らく新しい司法試験になりますと、そういう文章問題、長文の問題が出まして、その中に大事なものと大事ではないようなものが入り混じっていて、それを選別しながら、自分で判断してやっていかないとけない。こういう試験になるんだろうということで、サンプル問題が法務省のほうから発表されましたものですから、それ

を今分析しながら、この問題に対してはどういう回答が考えられるかというようなことを、各科目ごとに教授の部会、刑事法の部会なら刑事法部会を開きまして検討して、今模範解答みたいなのを作ってみたりしながら、新しい試験に対応できるようなところに向かって、教員のほうも一生懸命力を尽くしているということでございます。

私が見ている限りは恐らくこのままでいけば、かなり将来は有望なのではないかなと思っております。ただほかの大学が一体どんなことをやっているのか。中大は三百人定員の最大規模の大学で、三、四十人規模の学校も全国にあるわけで、聞いてみますと、非常に教授も少ないし、多様性がないのではありませんかという大学もたくさんございますけれども、中大は非常に教授の質、数も充実しておりますので、非常にいい授業が行われているんだろうと思います。

教授会なんかでよく問題になるのは未修者コースというコースがございしますが、全然法律の勉強をしないで入ってきた。例えばお医者さん、女医さんなんかが、医者を一時辞めて入ってきている。あるいはマスコミの記者をやっていた人が、辞めて入ってきているような人もいますし、公務員を辞めてきている人もいます。ほかの学部から来ている人もいますけれども、そういった人たちを三年間で、普通既修者コースは二年ですけれども、そういう初心者コースといいますか、未修者コースは三年ですから、三年で果たして合格させるところまでもっていけるか。

だから最初の一年で既修者と同じようなところに追いついていく基礎ができるかどうかということが、よく問題になっているわけです。これはやはりいろいろなバラエティーに富んだ人が入ってきています

から、なかなかレベルをそこまで上げる、これは非常に大変だろうと思います。でも今の形でやっていけば、いい結果が出てくるのではなからうかと思えます。

私はよく学生に言うのは、授業で教えることも大事だけれども、「法律家というのは素晴らしい。法律家というのはやりがいのある仕事だ」というようなことを常に言って、士気を鼓舞するといいますか、「もう絶対、おれは法律家にならなくてはいいなんだ」という強い意欲を持ってやれるような、そういう雰囲気をかもし出す必要があると思っております。

私はよく自分の人生訓にしている言葉があるんですけども「乗り越えられない試練はない」という言葉です。これは曾野綾子さんが書いている『心に迫るパウロの言葉』という本の中に出てくるんです。「乗り越えられない試練はない」という気持ちで、私はずっと検察の仕事もやってきましたよ。だから難しい事件にぶつかっても、必ず解決方法はあるし、知恵を出して、力を振り絞れば乗り越えられるというふうに思ってたやってきました。皆さんもここでそういう気持ちでやろうじゃないか。やってくれたらいい結果が出ますよ」というようなことで、必ず第一回目の授業のときには各クラスの冒頭で、半分以上は人生訓ではありませんけれども、「乗り越えられない試練はない」。

それから「人間は何を夢見るかで、何ができるかが決まるんだ。だからおれは法律家になりたいんだ。弁護士になりたい。検察官になりたい。裁判官になりたいという強い意志を持ってやれば、夢を見れば、その夢は到達できるんですよ」というような話を必ず各授業の冒頭に、いきなり授業に入ってもいいんだけど、やはり十五分、二十分ぐらいはそういう話をするということから始めている。

それで「常識というか、柔軟性のある思考をしなければいけませんよ」ということを言うんです。それはどういふことかといいますと、例えばビルの上から人が一人路上に落っこちて死んだ、亡くなった。一体これは法律的にいったら、何が考えられるのかというのと、だいたい過失で落っこちて死んだか、殺人か、二つぐらいいし言わない人が多いんだけど、「いろいろなケースがあるんだよ。だから自分で誤って落ちれば自過失死だ。死ぬつもりで落ちれば自殺だ。自殺を誰か助けた人が脇にいたか、上にいれば自殺関与になる。それを勧めた人がいれば、自殺の教唆になる。それから監禁されていて、逃げ出して落っこちたというのと、判例なんかによると監禁致死罪になる場合もある。それからけんかをしていて落ちたのなら、傷害致死になる場合もある。殺すつもりで落とせば殺人罪だ」と。

こういうようなことで言うと、みんな「おお、そんなにあるのか」と。だから柔軟な発想で考えないと駄目だと。特にこれからの時代というのは非常に難しい時代ですから、世の中に起こる事件というのも、教科書に書いてあるような事件なんていうのは起きないわけですから。複合的な、非常に難しい事件が起きる。

だから学者の先生の理論というのはもちろん大事だし、理論を前提にしない法律家というのは、もちろんそれは法律家ではないわけですから。ただ理論は大事だけれども、その理論が実際にどのように適用されているのかというのを、具体的な事例を通してつかみ、学ぶ。これをやらないと駄目ですというので、よく言うのは「判例が大事だよ」ということも言います。

「みんなが勉強しているのは本当の入り口とところだけだよ。例えば検事になって刑法とか、刑事訴訟

法だけで勤まるかといったら、全然勤まらない。特別法というのが山ほどあって、それを全部学ばなければ駄目なんだ。だから刃物でもって人を殺せば銃刀法違反にもなるし、それはもう日本で起こる事件の大半は特別法の違反なんだよ」というような話をして、「だからみんな大学院で法律を勉強してできるようになったらと思って、そんなものは本当の入り口だ。実務法律家というのは山ほどいろいろな実践的なものを通して学んでいる。一つひとつから、いろいろな特別法を学んだりするよ。だから折に触れて、いろいろな視野を広げるための勉強を続けなければいけないよ」ということで、法律家に必要な資質というのは何だというようなことを、この間、法曹倫理の授業か何かで聞かれたりして、私は法律家というのは、検察官もそうなんですけれども、真実は何かということを説明して、検察官の場合には犯人に対して適正な刑罰権を行使する。これは検察官だ。

法律家すべてにとって、やはり真実は何か。正しいものは正しい。間違っているものは間違っているということを明らかにし、実現するのが法律家ではないか。最近は被害者保護とか、いろいろな価値概念が昔と違った形で出てきたりしていますけれども、そういうことでやはり健全な法曹にならなければいけないと話しております。

法律家は悪しき隣人と言われることもあるわけですが、そういうふうになってはいけないというところで、この間、弁護士さんが持っている枠の法曹倫理という授業で、「検察官倫理というのをしゃべってくれませんか」と言われて、午後五時から七時まで二時間も、夜まで講義をやるんです。それでそこであらゆること、考えたことを話しました。

要するに検察官というのは、最も根本的な資質で大事なものは素朴な正義感。これがないければ勤まらない。「こんなやつは許せない。これは放っておけない」、こういう正義感がないと、「こんな不平等が世の中にあつてはいけない」、そういうものがないとやっていけない。やはりそういう情熱が必要なのではないか。

それと深い教養といいますが、知識といえますか。だからあらゆる種類の本を読む。それは歴史でも、文学でも何でもいいんですけれども、そういった自分を今日よりは明日、明日よりはあさつてと高めていくような、そういう自分に付加価値をつけるような生き方、考え方を持ってやるべきではないかというのを、いろいろな角度から折に触れて話をする。

授業が終わって、例えば「これは終わります」と言ったら、すぐ解放してくれないんです、学生らは。ダダダッとする人が集まってきて、「さっきの三番の問題は、先生はこう言ったけれども、どうだ」「五番の問題はどうだ」とか。全然関係ない、ほかの教員の問題について「こういう話なんだけれども、これはおかしくありませんか」とか。そうすると僕は聞いて「おかしいね、それは」と。(笑)「学者はそう言っているけれども、そんなものは実務では違うよ」と。(笑)そうすると「そうでしょう」と言って、満足して帰る。これが印刷になって出ると困りますけれども。(笑)他の学者、教員とも非常に仲良くやっていますから。

私が見る限り、中大は非常に粒ぞろいの先生が来られていまして、こういうロースクールの一つの典型といえますか、理想像みたいなものになりたいというふうに考えております。中大ロースクールに集

まっている学生は中大卒だけではありませんで中大、東大、慶応、早稲田、一橋、その辺りが中心です
ので、いろいろな人が集まることによって、さらに中大の学生も切磋琢磨されて幅が広がり、人格も大
きくなるということではないかなと思っております。

だいたいそういうことでございまして、まだ始まって一年ですけれども、結果はあと一年後に出るわ
けで、一生懸命頑張りたいと思いますので、ご支援をお願いしたいと思います。どうもありがとうございます
でした。

司会 どうも、たいへん興味のあるお話をありがとうございました。せっかくの機会でございますので
何かご質問でもございましたら、若干の時間を使わせていただきたいと思いますけど、いかがでしょ
うか。

〇〇 その大学院の学生は平均年齢はおいくつくらい……。

宗像 平均年齢を取ったのを僕は見たことはありませんが、既習者コースでやっている限りではほとん
ど法学部を出て間もない人が中心です。あとは何年か挑戦していてまだうまくいかないのに入った
という人もいますけど。ですから非常に二十代の前半くらいの人がほとんどだろうと思います。未
習者コースのほうは三十代、四十代くらいの人が結構います。

〇〇 よく合格比率の問題で……問題になっているようなんですけれども、最初は三割くらいで、また
どんどん下がってしまって、……やろうという意味がなくなっちゃうんじゃないかと……です
が、その問題については教授の先生方ではどのような対応というか、ものの……なさっているの

か、もし参考になるようなことがあったらお話しいただければと思います。

宗像 この問題は非常に学生らの気にしている問題なんです。それで法務省が……、法務省が発表したというか新聞がスッパ抜いたところによると、八百・八百ですか。

旧司法試験と新司法試験の数をそのぐらいに分けると、いったい初年度はどうなるかというところと三
四パーセントぐらいの合格率になると。

あとは少し減っていったりするんですけど、最終的にはもちろん新司法試験全部になってしまうわけですから。それでそのときに最終的に三千人にもしなれば、いまだいたい六千八百ぐらいですかね。それでいまの法科大学がそのまま全部同じように並行して続いていくかどうかということもございますし……。私は中央大学に関して言ったらその三四パーセントとか何か、そんなあれじゃなく高い合格率になるだろうと思います。

新聞等に出ているパーセンテージは全国、もちろん平均の全体的な法科大学院の学生の数で合格者を割っての話ですから。

それでこの間来の旧と新をどうするかでも、新司法試験のほうにもう少しシフトする格好になるんだろうと思いますので。ただし、学生らは非常に心配してまして、「先生、何とかみんな新司法試験のほうの数を多くなるようにしてください」とみんな言っている、心配しているところはありますが、その問題でいろいろな所に掛け合ったり、下工作ではないですけど、私もちょっといろいろやっています。

なるべくいい結果、高い合格率、黙っていても高い合格率になるようにしたいなと思っておりま
す。ただし、昔は二パーセント、三パーセントの時代、ご質問の先生のときもそれはそうだと思
いますが、二パーセント、三パーセントの時代が、最悪の場合でも三四パーセント、最初始まった
きは。ですから中大はいまここでは言えないけど、合格率を八割ぐらいにはしたいなと思いますし、
それだけの学生が集まっていると思っています。

司会 ほかにないようでしたら、いちおう講演会としてはこれで終了させていただきたいと思
います。お忙しいところをたいへんありがとうございました。（拍手）